

▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。

当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。



INDIA BYTES (2018 年 11 月号)

| Page 1/6 |

2018 年 11 月 No.IDA_004

今回の特集

インド向け事業を行う日本企業に影響を与える重要な法令等改正のアップデート（2018 年 1 月～同年 10 月）について解説いたします。
※ 本記事はインド各地にオフィスを有する現地法律事務所である Lakshmikumaran & Sridharan と共同で執筆いたしました。

2013 年会社法 (Companies Act, 2013) に 基づく主な改正点

2017 年改正会社法 Companies Amendment Act, 2017

今回の以下の点の改正は、(i) 関連当事者間の取引開始に要する会社承認、(ii) 連結会計及び (iii) 開示規定に影響を与えるものです。

- 関連会社の判断における「重大な影響」の定義が、「株式資本総額」の少なくとも 20% の支配から「総議決権」の 20% の支配へと変更されました。これにより、持分株式その他により、インドの会社（インドの子会社を除く。）の 20% の議決権を保有している日本の会社は、「関連会社」の定義に該当することになります。
- 「合併事業」とは、『共同支配の取決め（ジョイント・アレンジメント）』であり、この取決めにより共同支配権を有する当事者らが、この取決めにかかる純資産につき権利を有するもの』を意味するものとして定義されました。また、「合併事業」会社は、「関連会社」の定義に該当することになります。
- 関連当事者の定義が拡張され、投資会社又は会社の投機家を含むこととなりました。投資会社又は会社の投機家とは、会社に投資することにより、被投資会社が当該法人の関連会社となる場合の法人をいいます。

また、外国企業の完全子会社の臨時株主総会は、インド国外で開催できるようになりました。

2018 年会社（設立）改正規則 Companies (Incorporation) Amendment Rules, 2018

インドにおける会社の設立に関して、単一統合様式の導入を規定しています。これにより、インドにおける会社設立に関して複数の様式の届出を行っていた旧来の慣習が廃止されました。

企業省による企業の社会的責任（以下「CSR」）の明確化

今後、会社法（Companies Act）により CSR 貢献を行うことを義務付けられた会社は、会社の登記上の事務所が置かれている地元地域をより優先することになります。そのため、インドにおいて子会社を有する日本の会社は、CSR 活動の計画を立てる必要があります。

取締役の個人情報申告規準

2018 年 3 月 31 日以前（同日を含む。）に取締役識別番号（DIN）を割り当てられた個人はすべて、2018 年 9 月 15 日までに、DIR-3 KYC という個人情報の申告フォームを届け出ることが義務付けられました。DIN を有する個人が所定の期限内に上記 DIR-3 KYC フォームの届出を怠った場合、企業省のシステムにより、「DIR-3 KYC の無届」との理由を明記の上、当該個人の DIN に無効と印が付されます。取締役は、DIN を再度有効にするためには、2018 年 10 月 5 日までに取締役一人当たり 500 ルピーの手数料を納付して、DIR-3 KYC フォームを届け出なくてはなりません。2018 年 10 月 6 日以降、この手数料は、5,000 ルピーとなりました。



2018 年インド証券取引委員会（SEBI）規則 に基づく重要な変更（上場に関する義務及び 開示要件）

変更点 1 :

効力発生日 2019/4/1

上場会社において、取引が、個別に又は事業年度中の他の取引と併せて、最終監査済み財務報告書に基づく年間連結売上高の 2% を超える場合は、重要とみなされ、過半数の株主（取引に利害を有するプロモーター（支配株主等）及び株主を除く。）の承認を要します。

変更点 2 :

効力発生日 2019/4/1

上場会社は、重要子会社に該当する外国子会社を特定しなければならなくなりました。これに応じて、規則の効力発生日前に、自社の取締役会における独立取締役を任命することになります。

変更点 3 :

効力発生日 2019/4/1

上場会社のプロモーター又はそのプロモーターのグループに属し、かつ、当該上場会社の 20% 以上の株式を保有する者又は事業体は、関連当事者とみなされます。

変更点 4 :

効力発生日 2019/4/1

経営幹部 (senior management) には、最高経営責任者 / マネージングディレクター / 常勤取締役 / マネジャーの一つ下のレベル (取締役会の一員でない場合、最高経営責任者 / マネジャーを含む。) が含まれることとなります。具体的には、会社秘書役及び最高財務責任者が含まれます。これは、インドにおける上場会社の開示要件に影響を与えることとなります。

変更点 5 :

効力発生日 2018/10/1

以下の者は、上場会社の独立取締役任命される資格がないものとされます。

(a) 上場会社の「プロモーターグループ」のメンバーである者

(b) 上場会社の非独立取締役が独立取締役を務める別の会社の非独立取締役である者

上記 (b) の点は、役員兼任を通じた企業間の情報伝播を防止するために追加されました。

例えば、上場会社「L」の専務取締役である「A」が、別の会社である「NL」の独立取締役を務める場合、会社「NL」の非独立取締役は、上場会社「L」の独立取締役にはなれません。また、独立取締役は、自己の代わりに取締役会に出席する代理取締役を任命することができません。独立取締役の知識や技能はその人に固有のものであるためです。

2017年 FDI ポリシーに基づく重要な変更

変更点 1 :

共同監査の導入 :

外国人投資家がインドの被投資会社に対し国際ネットワークを有する特定の監査人 / 監査事務所を指定することを希望する場合は、当該被投資会社の監査は、共同監査として実施する必要がありますが、監査役のうち一人は、この国際ネットワークに属さない者である必要があります。

変更点 2 :

自動ルートが認められているセクターの場合、特別決議の方法による株主の承認をはじめとする一定の条件を遵守し、かつ、FDI ポリシーに定められた手続きに従い FC-GPR フォームによりインド準備銀行 (RBI) に報告することを条件に、現金以外の設立準備費用、機械等の輸入等に対する株式の発行は自動ルートが認められました。

(a) 不動産 :

不動産仲介業務は、「不動産事業」の定義から除外され、自動ルートに基づく 100% 外国投資が認められています。

(b) 単一ブランド小売業 :

単一ブランド小売業に関して以下の変更が行われました。

- インド国外の居住者は、ブランドの所有者であるか否かにかかわらず、特定のブランドに関し、国内において「単一ブランド」製品の小売取引を請け負うことが認められます。
- 単一ブランド小売業における外国人投資家は、第一号店を開店した年の 4 月 1 日から当初 5 年の期間について、国際事業向けのインド国内における物品調達増加分と、強制調達要件であるインド国内調達の 30% とを相殺することが認められます。

変更点 3 :

外国投資に関する申告フォーム :

外国投資に関する各種の申告フォームが SMF (Single Master Form) に一本化されたことに先立ち、外国投資のフォームを有するインドのすべての事業体、子会社、合併会社等は、規定日 (当初の通達によると、2018 年 7 月 12 日でした。) までに所定のフォームに必要事項をすべて記入して提出しなければなりません。この前提条件を遵守していないインドの事業体は、外国投資 (間接外国投資を含みます。) を受けることができず、FEMA の規定を遵守していないこととなります。

なお、RBI は、2018 年 9 月 1 日に通達を発行し、規定日までに所定のフォームを提出しなかった企業も同日より提出できるが、遅延の理由を提出しなければならないとしています。通達は、提出遅延の罰則には言及していないため、提出を遅延した企業は、次の措置に移る際、ないし、遅延理由の提出にあたり、承認取引者銀行に確認をとるべきでしょう。

対外商業借入 (ECB) 規制に基づく重要な変更

ECB の区分	現行の上限金利	変更された上限金利
外貨建て中期 ECB 最低平均借入期間 : ● 3 年から 5 年 及び ● 5 年超	3 年から 5 年 : 年率 6 か月 LIBOR + 300bps	借入期間の異なる別個の区分におけるすべての ECB に関して、指標金利に対して一律 450bp のオール・イン・コスト上限があります。
	5 年超 : 年率 6 か月 LIBOR + 450bps	
外貨建て長期 ECB 最低平均借入期間 : ● 10 年	年率 6 か月 LIBOR + 450bps	
インドルピー (INR) 建て ECB 最低平均借入期間 : ● 3 年 又は ● 5 年	市況と連動	

※ basis point = bp

直接税法に基づく重要な変更

変更点 1 :

国内企業に対する税率引き下げ :

2016 年から 2017 年の事業年度において、総売上高又は総受領高が 2,500 百万インドルピー以下である国内企業は、2018 年から 2019 年の事業年度中の所得に対し、25% の税率で税金を支払う義務があります。

変更点 2 :

外国企業が推定課税を選択した場合の最低代替税 (MAT) の適用除外 : 所得税法は、総受領高からの正当な費用の税控除を定める通常規定がありますが、非居住者が『船舶運航事業』若しくは『航空機事業』又は『ターンキー発電プロジェクトにおける土木工事等』、或いは『鉱油の探査又は抽出若しくは生成に関連する業務又は施設の提供』に従事している場合、インドからの総受領高のうち、所定の割合がインドにおいて課税対象 (又は「推定課税」) 所得とみなされる旨を定めています。2018 年財務法は、MAT に関する所得税法の規定を変更し、外国企業が推定課税を選択した場合、事業所得には MAT 規定が適用されないと定めました。

物品・サービス税（GST）法に基づく重要な変更

変更点 1 :

物品・サービスに対する GST 税率を多数変更（35 品目に限り 28% の税率）：電気掃除機、洗濯機、冷蔵庫、塗料等に係る GST の税率が、28% から 18% に引き下げられました。政府が税率 28% の区分を（消費されることが望ましくないと思われる）負の価値財及び一定の高級品のみに限定したものとされます。

変更点 2 :

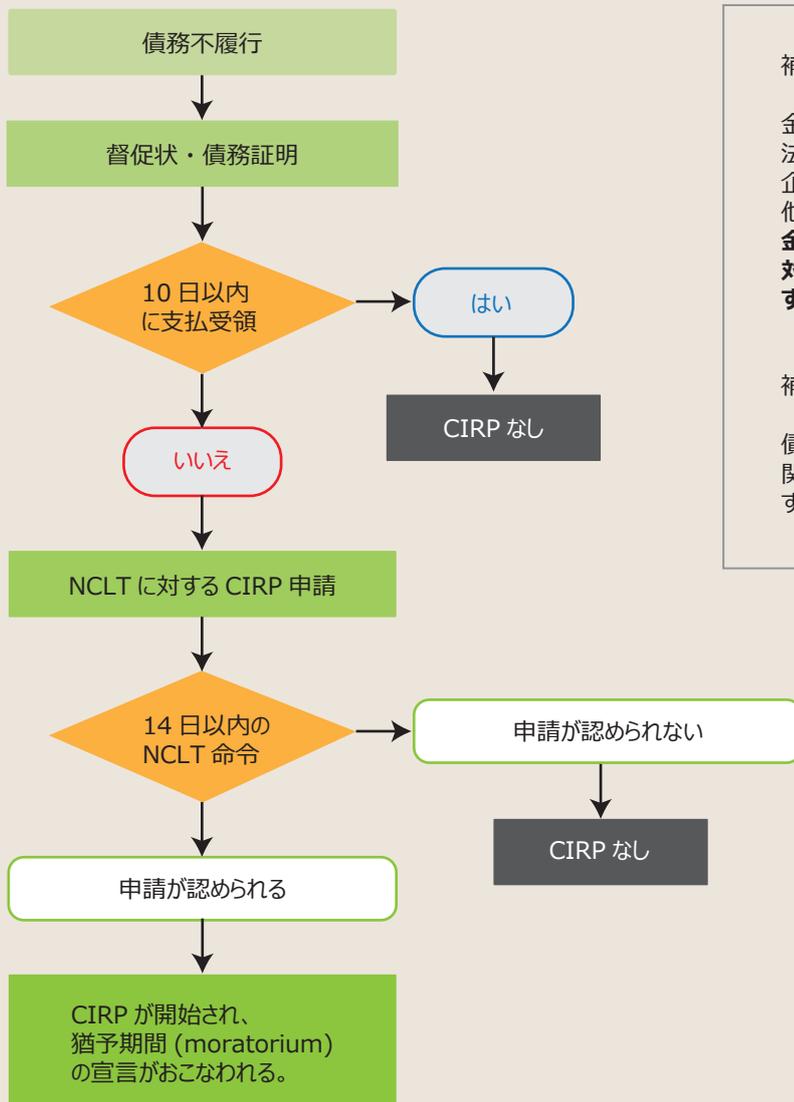
物品の複合輸送に係る税率を別個に分類（12% の GST 税率）：複合輸送には、鉄道、道路及び／又は海上等、物品の移動に関する複数の態様の組み合わせが含まれます。政府は、通商貿易の推進における輸送の重要性を考慮して、12% の税率区分に位置付けることを決定しました。

変更点 3 :

他の法律において雇用主に食品飲料、医療サービス、旅費手当等が義務付けられている場合、これらに関する Input Tax Credit(ITC, いわゆる仕入税額控除)の申請が可能：

一定の法律において、雇用主に課せられる義務（従業員向け生命保険等）があり、指定数以上の労働者を擁する工場は、社員食堂等を備える必要があります。提案された変更により、経営者は、雇用主たる立場において何らかの義務が法律によって強制されている場合等に、税額控除を受けることが可能となります。

2016 年破産倒産法（以下「本法」）



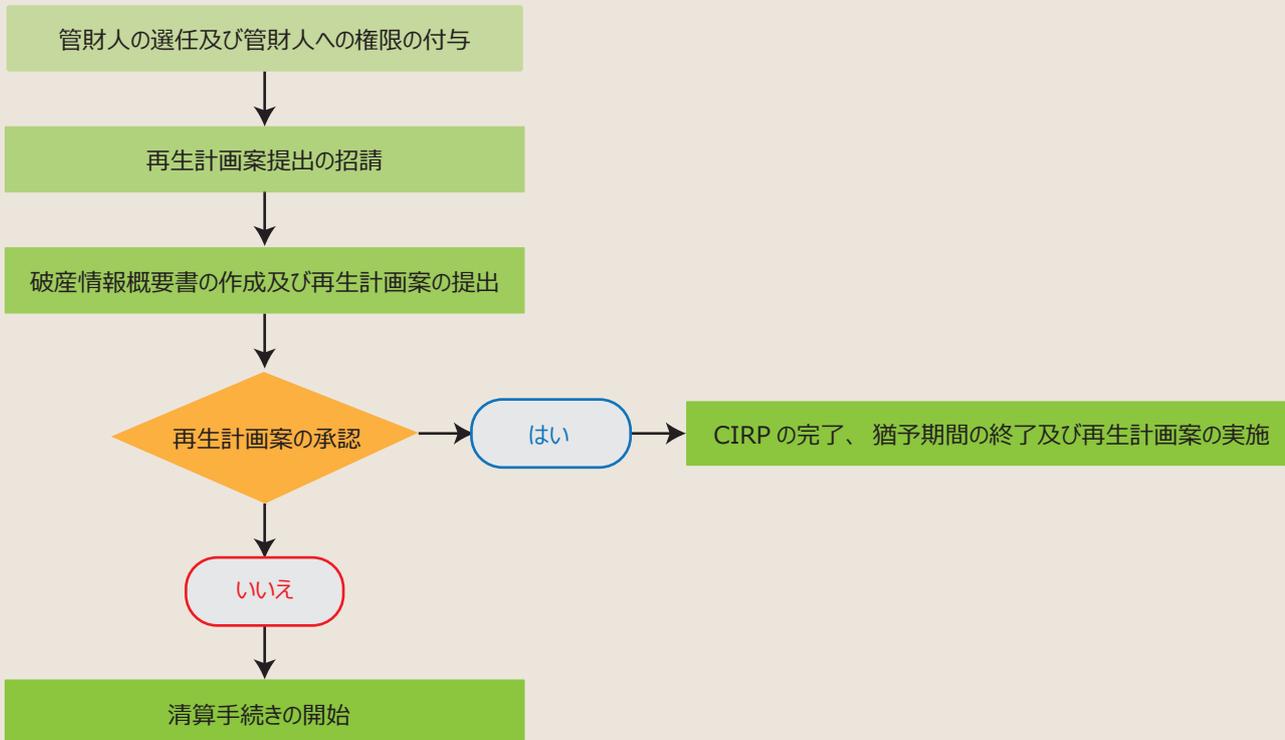
補足 1) 金融債権者による請求：

金融債権者は、債務不履行に係る証明をもって会社法審判所（以下「NCLT」）に申請を行うことにより、企業の倒産処理手続き（以下「CIRP」）を自ら又は他の金融債権者と共同で開始することができます。
金融債権者は、法人債務者が別の金融債権者に対して履行を怠った場合であっても、CIRPを開始することができます。

補足 2) 事業債権者による請求：

債務不履行額の支払を催促する、未返済の借金に関する督促状又は請求書の写しを法人債務者に交付する必要があります。

企業の倒産処理手続き（CIRP）



2017年 FDI ポリシーに基づく重要な変更

変更点 1：

本法の適用：

本法は、これまで本法に基づき免責を受けていた法人債務者の個人保証人及び個人企業に適用可能です。

変更点 2：

再生計画案の提出権者の招請：

管財人は、管財人から再生計画案を提出するよう明示的に招請を受けた者から提出された再生計画案に限り、これを検討及び精査することが義務付けられています。さらに、今後は、再生計画案を単独で又は他の者と共同で提出することができるようになりました。これによって、多額のデッドストック資産の CIRP が容易になります。

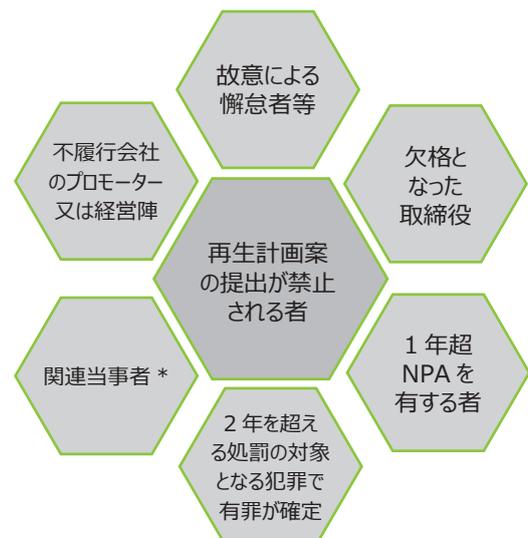
変更点 3：

再生計画案の提出権者の資格基準：

管財人は、債権者集会の承認をもって、管財人から再生計画案を提示するよう招請することのできる者の適格基準を決定しなければならなくなりました。管財人は、適格基準を決定するとともに、今後、法人債務者の業務運営の複雑さ及び規模を十分考慮することが義務付けられることになりました。これにより、関連する財政的、法的及び技術能力を十分に備えた者のみが再生計画案を提出することが保証されるようになります。

変更点 4：

再生計画案提出資格のない者：



関連当事者 *



変更点 5:

無資格者に対するディストレスト資産の売却禁止:

CIRP を受ける法人債務者の財産又は裁判上の請求が可能な債権は、再生計画案の提出権者となる資格がある者に対し売却することができる。清算人から再生計画案の提出資格のない者（上記第4項に記載するとおりです。）に対して、これらを売却することは、本法により禁止されています。

変更点 6:

特定の罰則又は違約金が定められていない場合の処罰:

本法又はこれに基づき制定された規則及び規制の規定に違反した場合、当該違反に対して何らの違約金も特に定められていない場合、100,000 インドルピー以上 20,000,000 インドルピー以下の罰金が科されます。

インド労働法に基づく最近の改正点

2017年出産手当（改正）法
Maternity Benefit (Amendment) Act, 2017

項目	改正点
産休期間	<ul style="list-style-type: none"> 12 週間から 26 週間への産休期間（出産予定日の 8 週間前（従前は 6 週間前）から利用可能）の延長 第三子以降、産休は 12 週間（[出産予定日の]6 週間前から利用可能）
養子及び代理母の産休	<ul style="list-style-type: none"> 以下に該当する場合、12 週間の産休 (a) 3 か月未満の子を養子にする 養母 (b) 代理母 この期間は、子が当該母親に引き渡された日を起算日とする。
出産手当の通知	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主は、採用時に書面又は電子的にて女性従業員に対し、利用可能な出産手当について通知を行う。

2017年賃金支払（改正）法
Payment of Wages (Amendment) Act, 2017

金支払（改正）法は、従業員に対する賃金の支払方法を変更しています。今後、雇用主は、承諾書を取得することなく（従前は取得が義務付けられていました。）、以下の方法により、従業員に賃金を支払うことができます。

- 硬貨又は法定紙幣
- 小切手
- 従業員の銀行口座への入金

2017年コンプライアンス緩和規則
Ease of Compliance Rules, 2017

労働雇用省は、インドにおける事業の経営を容易にするために、様々な労働法に基づき要求される登録を簡素化するためのコンプライアンス緩和規則（Ease of Compliance rules）を公布しました。同規則は、2017年2月21日より施行されています。

この改正前は、ほとんど全ての労働法規がそれぞれに、雇用主に対し従業員、労働時間、時間外労働、賃金、休暇等の詳細を定める登録を行うことを義務付けていました。そのため、雇用主は、各種の登録を行うために多大な労力を費やすこととなり、このことがインドの労働法上の大きな障害となっていました。

よって、今回の規則は、重複や余分な項目を回避し、経費と労力を削減するために、統一的な登録手続きを導入し、これによって労働法がより遵守されるようにしたものです。



Author(s)



[執筆]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会
> [View Profile](#)

E-mail:
miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆]

外国法事務弁護士（インド法）
アシシ・ジェジュルカール
パートナー/第二東京弁護士会
> [View Profile](#)

E-mail:
ashish.jejurkar@aplaw.jp



[執筆]

インド弁護士 Sudish Sharma

エグゼクティブ・パートナー
> [View Profile](#)

E-mail:
sudish.sharma@lakshmisri.com



[執筆]

インド弁護士 S Vasudevan

パートナー
> [View Profile](#)

E-mail:
vasudevan.s@lakshmisri.com

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム
E-mail: ipg_india@aplaw.jp

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。